

## 社会福祉法人同仁会経理規則新旧対照表(案)

現 行	改 正 後
<p>社会福祉法人同仁会経理規則</p>	<p>社会福祉法人同仁会経理規則</p>
<p>第14条 会計に関する書類の保存期間は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第4条第2項に規定する計算関係書類及び財産目録 <span style="float: right;">永年</span></p> <p>(2) 第12条第1項第1号から第3号に規定する主要簿、補助簿及びその他の帳簿 <span style="float: right;">10年</span></p> <p>(3) 証憑書類 <span style="float: right;">10年</span></p>	<p>第14条 会計に関する書類の保存期間は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第4条第2項に規定する計算関係書類 <span style="float: right;">10年</span></p> <p>(2) 第4条第2項に規定する財産目録 <span style="float: right;">5年</span></p> <p>(3) 第12条第1項第1号から第3号に規定する主要簿、補助簿及びその他の帳簿 <span style="float: right;">10年</span></p> <p>(4) 証憑書類 <span style="float: right;">10年</span></p> <p><u>2 前項の保存期間は、会計帳簿を閉鎖した時から起算するものとする。</u></p> <p><u>3 第1項第3号及び第4号の書類を処分する場合には、事前に会計責任者の承認を得ることとする。</u></p>
<p>第16条 前条の予算は、事業計画及び承認社会福祉充実計画に基づき毎会計年度開始前に理事長が編成し、<u>理事会</u>の承認を得て確定する。</p>	<p>第16条 前条の予算は、事業計画及び承認社会福祉充実計画に基づき毎会計年度開始前に理事長が編成し、<u>理事会において理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認</u>を得て確定する。</p>
<p>第27条</p> <p>4 <u>銀行、郵便局等</u>の金融機関からの振込の方法により支払いを行った場合で、領収書の入手を必要としないと認められるときは、前項の規定にかかわらず、振込を証する書類によって前項の領収書に代えることができる。</p>	<p>第27条</p> <p>4 <u>銀行等</u>の金融機関からの振込の方法により支払いを行った場合で、領収書の入手を必要としないと認められるときは、前項の規定にかかわらず、振込を証する書類によって前項の領収書に代えることができる。</p>
<p>第66条</p> <p>2 理事長は、計算関係書類及び財産目録並びに<u>監査報告書</u>の写しを定時評議員会の日の2週間前の日から3年間、その従たる事務所に据え置かなければならない。ただし、計算関係書類が電磁的記録で作成されてお</p>	<p>第66条</p> <p>2 理事長は、計算関係書類及び財産目録並びに<u>監査報告</u>の写しを定時評議員会の日の2週間前の日から3年間、その従たる事務所に据え置かなければならない。ただし、計算関係書類が電磁的記録で作成されてお</p>

り、閲覧可能な措置を取っている場合は、この限りではない。

#### 第71条

#### 第74条

(1) 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が下表に掲げられた契約の種類に応じ定められた額を超えない場合

契約の種類	金額
1 工事又は製造の請負	250万円
2 食料品・物品等の買入	160万円
3 前各号に掲げるもの以外	100万円

2～3

#### 第75条

2 前項の規定により契約書を作成する場合には、契約担当者は契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければならない。

り、閲覧可能な措置を取っている場合は、この限りではない。

#### 第71条

2 理事長が契約担当者に委任する場合には、委任の範囲を明確に定めなければならない。

#### 第74条

(1) 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が1,000万円を超えない場合

2～3

4 第1項第1号の理由による随意契約は、3社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど適正な価格を客観的に判断しなければならない。ただし、予定価格が下表に掲げられた契約の種類に応じ定められた額を超えない場合には、2社の業者からの見積もりを徴し比較するものとする。

契約の種類	金額
1 工事又は製造の請負	250万円
2 食料品・物品等の買入	160万円
3 前各号に掲げるもの以外	100万円

#### 第75条

2 前項の規定により契約書を作成する場合には、理事長は契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければならない。

付 則

この規則は、平成29年5月27日から施行する。